

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地区画整理事業，土地改良事業に係る換地処分の公告がなされたことに伴い，下表の地域について，事業の登記が完了するまでの間は，不動産登記事務の処理ができません。

これにより，対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は，公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は，原則として，受理することができませんので，ご注意願います。

また，事業の対象地域内の不動産について，事業の登記が完了するまでの間は

登記事項証明書，要約書，地図の写し等が発行されませんので

ご注意願います。

ご不明な点は，当局職員にお尋ねください。

名古屋法務局岡崎支局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
平成30年6月11日から 平成30年9月28日まで(予定)	岡崎市真伝地区	土地区画整理事業